

社 協 だ よ り

お

愛

95
— 令和3年 —
1月号

— 主な内容 —

- P 1 ……新年のご挨拶
- P 2、3 ……生活福祉資金貸付制度について他
- P 4、5 ……日常生活自立支援事業について他
- P 6 ……雪かきボランティア大募集他

新年のご挨拶

社会福祉法人鹿部町社会福祉協議会
会長 松本 善一



新年明けましておめでとうございます。町民の皆様におかれましては、輝かしい新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。日頃から鹿部町社会福祉協議会の事業につきまして、ご理解・ご支援を賜わり、心から感謝申し上げます。

昨年初めに新型コロナウイルスという厄介な感染症が流行り始め、国内の感染拡大は現在もなお収まる気配が感じられない厳しい状況が続いております。

日常生活は様変わりし、マスクの着用・手指の消毒は当たり前になり、アクリル板やビニールシートの設置、移動の制限やソーシャルディスタンス等々、あらゆる場所や場面で3密（密閉・密集・密接）を避けるための行動が求められました（当社協が昨年予定していた事業の多くも感染拡大防止の観点から中止となりました）。

今年に関しては、この感染症が一日でも早く終息し、皆様の日常生活が戻ることを願うばかりです。もう少し時間が掛かりそうな状況ですが、それまで私達の出来ることを行い、みんなで乗り越えて行きましょう。

最後に町民皆様のご健勝・ご多幸を心からご祈念申上げ、新年のご挨拶と致します。

発行：社会福祉法人 鹿部町社会福祉協議会 〒041-1403 鹿部町字宮浜210番地6(鹿部町宮浜児童館)
TEL 01372-7-2135 FAX 01372-7-2138

●生活福祉資金貸付制度について

「生活福祉資金貸付制度」は、他の貸付制度が利用できない低所得者世帯や障がい者、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談・支援により、経済的自立と生活の安定を目指すことを目的としております。資金の種類は以下のとおりです（※必要な経費により種類が異なります）。

1. 総合支援資金

- ①生活支援費：生活再建までの間に必要な生活費用
- ②住宅入居費：敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
- ③一時生活再建費：生活を再建する為に一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難な費用

2－1. 福祉資金（福祉費）

- ①生業を営むために必要な経費
- ②技能習得に必要な経費及びその期間の生計を維持するために必要な経費
- ③住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費
- ④福祉用具等の購入に必要な経費
- ⑤障害者用自動車の購入に必要な経費
- ⑥中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費
- ⑦負傷又は疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費
- ⑧介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
- ⑨災害を受けたことにより臨時に必要となる経費
- ⑩冠婚葬祭に必要に経費
- ⑪住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費
- ⑫就職、技能習得等の支度に必要な経費
- ⑬その他日常生活上一時的に必要な経費

2－2. 福祉資金（緊急小口資金）

- ①緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金

3－1. 教育支援資金（就学支度費）

- ①学校教育法に定める学校（高校/高専/短大/大学及び専修学校）に入学する際に必要な経費

3 – 2. 教育支援資金（教育支援費）

①学校教育法に定める学校（高校/高専/短大/大学及び専修学校）に入学する、または、在学している場合に必要な経費

4. 不動産担保型生活資金

①不動産担保型生活資金は、高齢者世帯を対象に、今お住まいの居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続けるための生活資金をお貸しするものです。

5. 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

①要保護世帯向け不動産担保型生活資金は、現に生活保護を受給されている高齢者世帯、または要保護の高齢者世帯を対象に、今お住まいの居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続けるための生活資金をお貸しするものです。

※特例貸付「緊急小口資金」・「総合支援資金」の受付延長について

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金のお困りの方に対して実施致しておりました、特例貸付「緊急小口資金」・「総合支援資金」は、令和2年12月末日受付終了となっていましたが、令和3年3月末日まで延長となります。



●安否確認お食事サービス開始

町内在住の70歳以上のひとり暮らしの方を対象とする、令和2年度安否確認お食事サービスが10月22日（木）に開始致しました（10月～翌年3月まで毎月1回【第4木曜日】実施）。

今年度は52名の方々にお申込み頂いており、毎月異なるごはんメニューを利用者のご自宅まで安否確認を兼ねてお届け致しております。

また、配達には、社協職員の他、町内のボランティア（介護支援センターささえ隊）の皆さんにご協力頂いております。



●日常生活自立支援事業について

日常生活自立支援事業は、高齢や障がい（知的障がい/精神障がい）により日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している方または在宅で生活する予定の方に、生活支援員が福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりなどのお手伝いをしています。

○日常生活自立支援事業の援助内容を理解できることが必要です。

- ・本事業は、『契約』に基づきサービスが提供されるため、契約能力（具体的な援助内容の理解力）が必要です。
- ・判断能力が低下してきて契約能力がない場合は本人と実施主体による契約はできません。成年後見人等が選任されている場合は、本人の契約能力や本事業による支援の必要性について審査が必要となります。

○医師による認知症の診断や、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません。

- ・「日常生活上の判断に不安を感じている方」とは、高齢や障がいにより、福祉サービスの利用手続きに不安のある方、生活費の管理が一人では難しいと思う方などです。
- ・主に認知症の症状のある（物忘れを含む）高齢者、知的障がいや精神障がいをお持ちの方を対象としていますが、医師による認知症の診断や、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の有無にかかわらず利用できます。

○「在宅で生活している方」「在宅で生活する予定の方」が対象です。

- ・現在、施設入所や病院に入院されている方でも、退所や退院の見込みがあり、近い将来在宅で生活する予定の方は、対象となります。
- ・在宅で生活していて、日常生活自立支援事業を利用していた方が、施設入所や病院に入院した場合は、生活が安定するまでの期間、可能な範囲でサービスを利用することができます。

サービス内容

1. 福祉サービスの利用援助（基本事業）

福祉サービスの情報提供や利用についての手続きをお手伝いします。

- ①福祉サービスを利用する、または利用をやめるために必要な手続き
- ②福祉サービスの利用料を支払う手続き
- ③福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き

2. 日常的金銭管理サービス（オプション）

日常的な金銭管理のお手伝いをします。取り扱う預貯金の口座の限度額は50万円程度を目安としています。

- ①年金や福祉手当などの受領に必要な手続き
- ②税金や社会保険料、医療費や公共料金を支払う手続き
- ③日常的な生活費の払戻し、預け入れなどの手続き

3. 書類等の預かりサービス（オプション）

金融機関の貸金庫に大切な書類等をお預かり致します。お預かりできる物は、原則としてご本人名義のみの①預貯金通帳、②年金証書、③権利証、④契約書類、⑤保険証書、⑥印鑑に限ります。

※利用料金は、1回（1時間程度）1,200円と生活支援員の交通費、貸金庫利用の場合の利用料が実費負担になります。

ご利用に関するご相談は、社協までご連絡下さい
(相談は無料、月曜日～金曜日の9:00～12:00、
13:00～17:00【祝日・年末年始を除く】)。



●鹿部小学校の2年生が宮浜児童館と社会福祉協議会を見学

11月13日（金）、鹿部小学校2年生の生徒さん6名が生活科「町探検」で宮浜児童館と社協の見学に来られました。

一通り施設内を見学したあと、児童からは、社協の仕事や宮浜児童館の利用方法など沢山の質問を頂きました。

鹿部町役場保健福祉課で実施している宮浜児童館のコミュニティカフェは、平日10:00～16:30迄実施時間になっておりますので、遊びや勉強などご利用下さい。



ご利用の方は新型コロナウイルス感染予防にご協力下さい

- ◎手洗い・マスク着用などの咳エチケットを
- ◎消毒用アルコールを利用ください
- ◎正面同士で座るのは避け、間隔を保ちましょう

●雪かきボランティア大募集

鹿部町生活支援体制整備事業の高齢者支援に係る雪かきボランティアを下記のとおり募集致しております。活動希望の方、活動して頂ける方、興味のある方は社協までご連絡下さい。

記

- ・活動期間 令和2年12月1日～令和3年3月31日まで
- ・応募条件 高校生以上（未成年の方は保護者の同意が必要です）
- ・作業内容 日常生活路確保の為の玄関から道路までの雪かき
- ・活動時間 午前9時から午後3時
- ・活動の目安 積雪10cm以上、町の道路除雪が出動した場合など



現在、依頼者が増えており、実際の降雪時に円滑な対応が出来ないことが予想されております。是非活動へのご協力、ボランティア登録を宜しくお願い致します。

●小地域福祉活動情報

社協では、地域（町内会）が主体となって地域課題に取り組む小地域福祉活動を推進致しております。現在、鹿部第2町内会が活動を実践しており、9月29日（火）には町内会区域に住む独り暮らし高齢者と高齢者夫婦世帯への訪問活動を行っております。対象の方々からも大変喜ばれておりました。社協では、この小地域福祉活動に関するアドバイスや実践協力を致しておりますので、興味のある町内会はご連絡下さい。



●鹿部町社協事業活動（令和2年9月16日～令和2年12月15日）

10/1	令和2年度赤い羽根共同募金開始 広報配布	鹿部町内
10/22	安否確認お食事サービス開始（全6回）	鹿部町内
11/17	令和2年度第2回理事会	宮浜児童館